

特集：「プラチナくるみん」認定がスタート…………… 2

改正次世代法に基づき4月から始まる

平成27年4月1日より改正次世代法が施行されました。「くるみん」認定は原則として改正された認定基準が適用されます。また、新たに「プラチナくるみん」認定もスタートしました。特集では、新「くるみん」と「プラチナくるみん」の概要、取得方法について紹介します。

新連載	◆ “うつ”からの職場復帰支援ナビ [1] ……………43 精神疾患の基礎知識 医師・労働衛生コンサルタント さくらざわ博文
	◆ 人手不足時代に備える！助成金・給付金の活用術 [1]……………50 データに見る人手不足の現状と労働条件改善の動き 社会保険労務士 熊井憲章
トピックス	◆ 障害者雇用納付金制度の適用が4月1日より拡大 ……………28 常時雇用労働者数101人以上の企業が納付金制度の対象
データファイル	◆ 平成26年「賃金構造基本統計調査」……………30 一般労働者の賃金は29万9600円で前年比1.3% (3900円) 増 厚生労働省調べ
好評連載	◆ 職場トラブル解決のヒント！ [11] ……………56 駅員が痴漢行為をして逮捕、起訴されたら？ 弁護士 岸田鑑彦
	◆ 全国ハローワーク探訪 [609] ……………60 東日本大震災後の釜石から 岩手・釜石公共職業安定所 鈴木強司
ニュース	“フリーランス”の積極活用を提案（初めての「小規模企業白書」の概要が明らか）／OFF-JTの費用が増加傾向に（平成26年度「能力開発基本調査」）／派遣労働者数は約126万人（派遣事業の平成26年6月1日現在の状況）／改善見られない8社の企業名が公表（障害者雇用促進法に基づく企業名公表）／第3号被保険者が加入可能に（改正確定拠出年金法案が国会に提出）／今月の資料室 … 14 < Labor Radar vol.48 > …………… 18
労務相談室	年休の付与日を一律にしたい／どのような方法で行えばよいのか…………… 58
編集後記	…………… 64